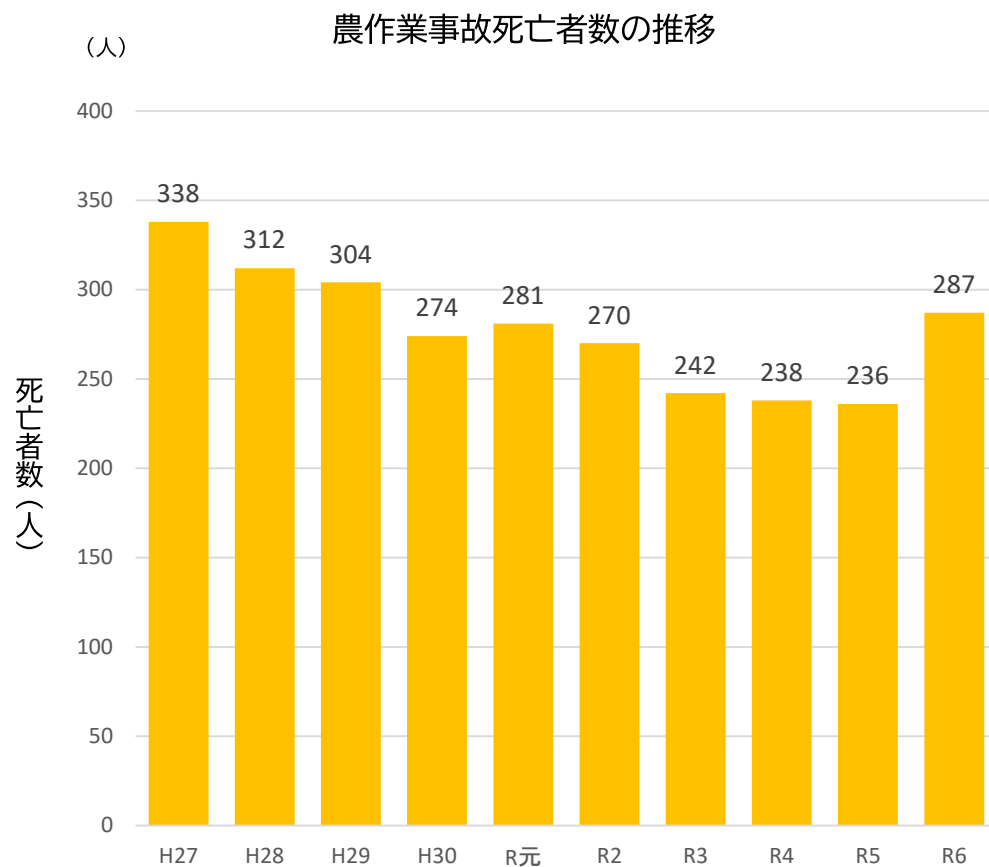


令和8年度の農作業安全対策の 推進方針について

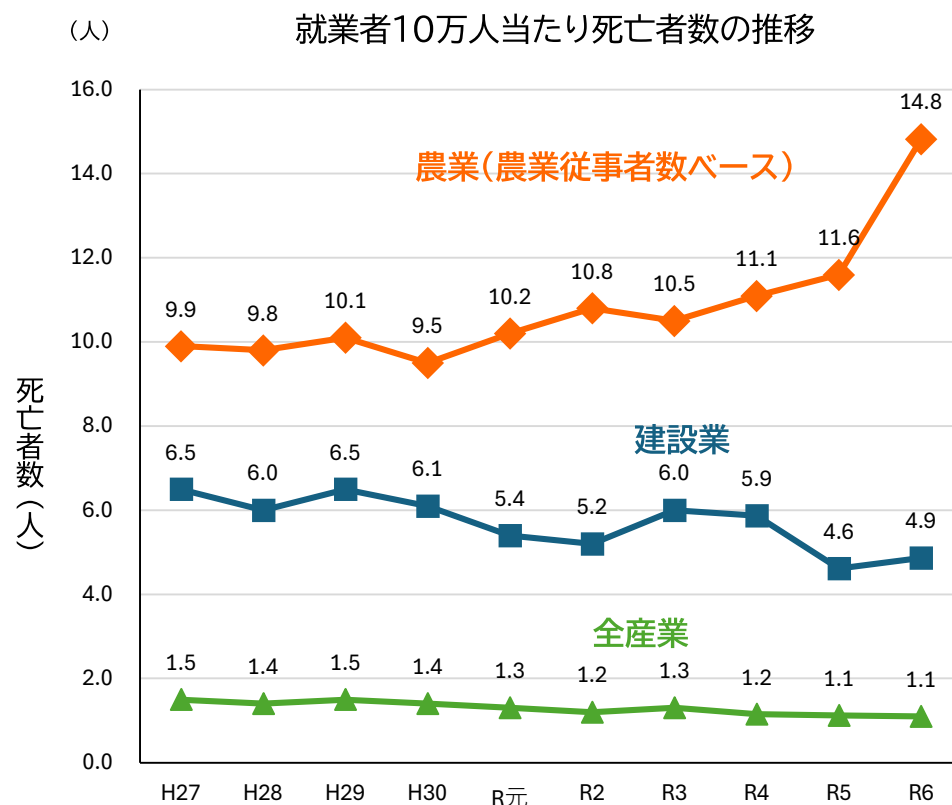
農林水産省

令和6年に発生した農作業死亡事故の調査結果

- 農作業事故死亡者数は、近年減少傾向にあったが、令和6年は287人となり、前年より急増(51人増)。
- これに伴い、就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人に増加し、他産業との差が更に拡大。



※ 農作業死亡事故調査(農水省)



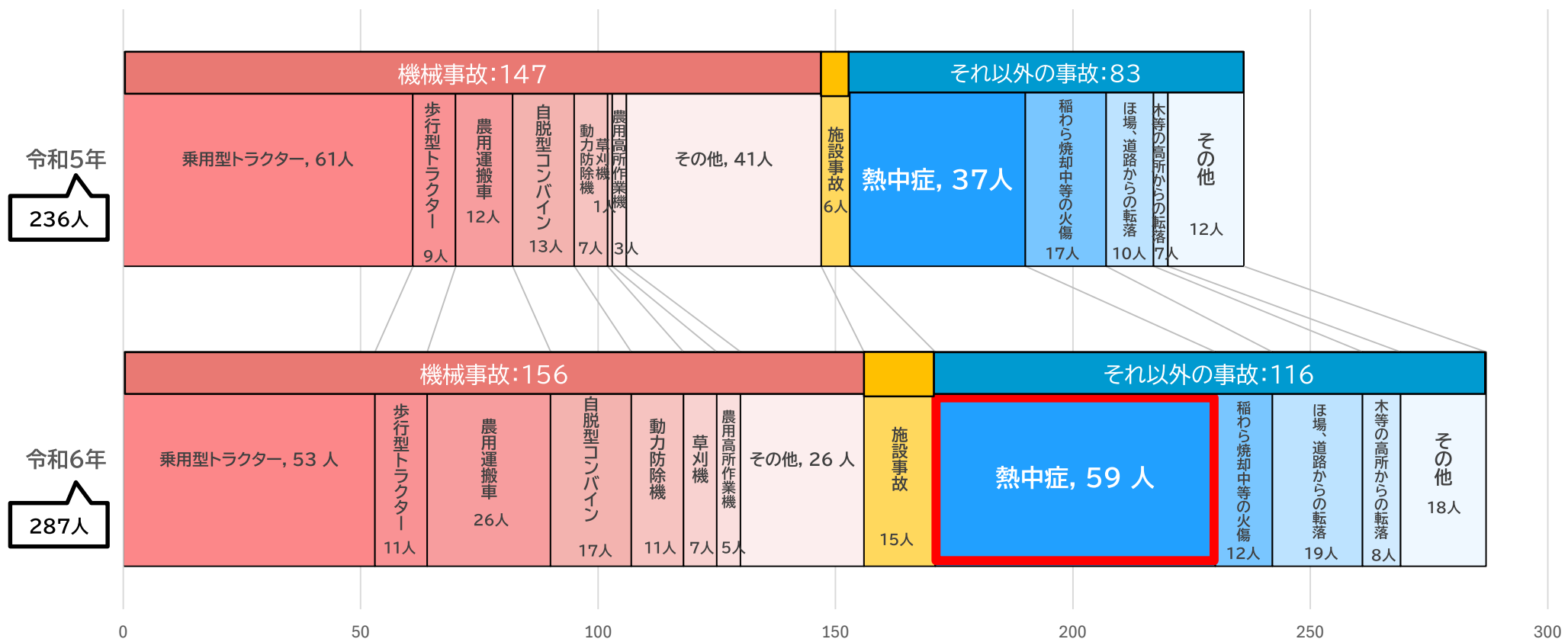
死亡者数 農業:農作業死亡事故調査(農水省)
 他産業:死亡災害報告(厚労省)
 就業者 農業:農林業センサス、農業構造動態調査(農水省)
 他産業:労働力調査(総務省)

(注)就業者10万人当たり死亡者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

農作業死亡事故の発生状況の分析①

- 令和6年の農作業死亡事故を要因別にみると、「機械事故」、「施設事故」、「それ以外の事故」のいずれも前年より増加。
- 特に、「それ以外の事故」のうち「熱中症」が、前年の37人から59人に顕著に増加した(22人増)。

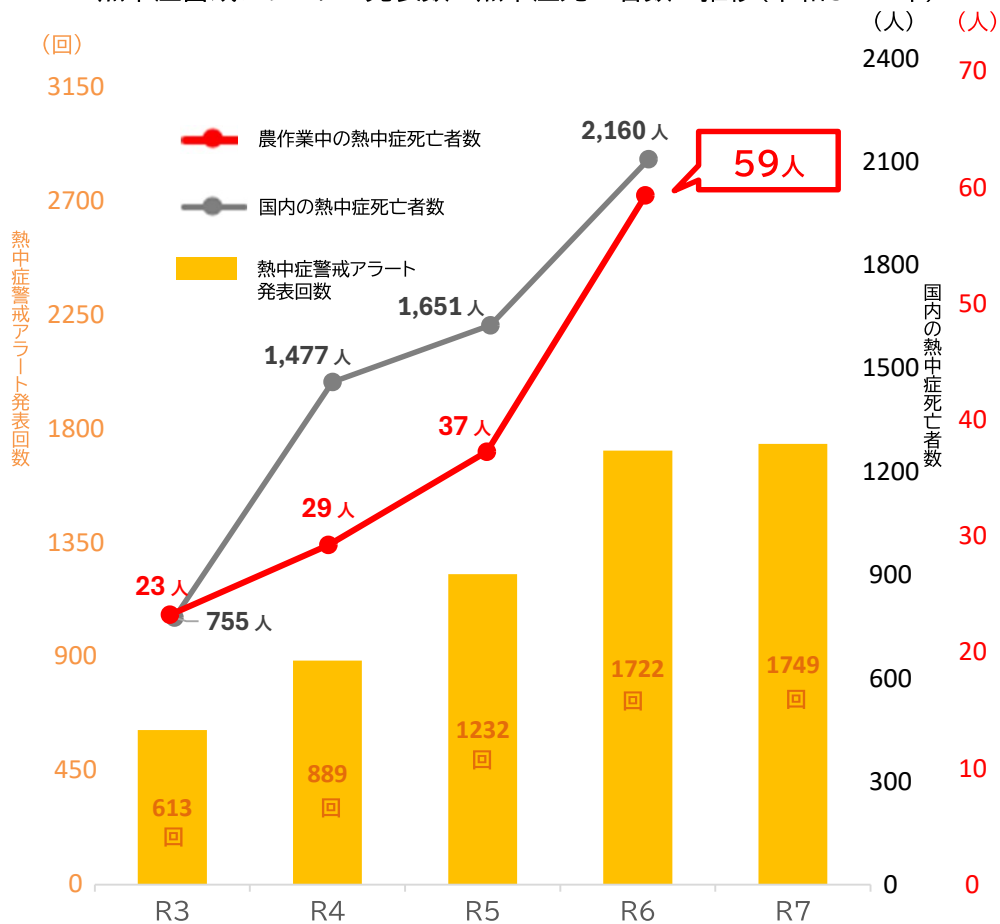
農作業死亡事故の要因別分析(R5→R6)



農作業死亡事故の発生状況の分析②

- 気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」は、令和3年の制度創設以降、発表回数が毎年増加。これに伴い、厚生労働省が公表する熱中症の死亡者数も毎年急増しており、農作業死亡事故における熱中症の死亡者数も概ね同じ傾向で推移。
- 農作業死亡事故を発生月別にみると、熱中症警戒アラートが発表された5～9月の増加数(52人増)が全体増加数(51人増)を超えており、夏場の高温が、熱中症のみならず熱中症以外の事故にも影響している可能性が考えられる。

熱中症警戒アラートの発表数と熱中症死亡者数の推移(令和3～7年)



農作業死亡事故調査(農水省)、人口動態統計(厚労省)、熱中症警戒アラート発表回数(環境省)

夏季(5～9月)における農作業死亡事故の発生状況

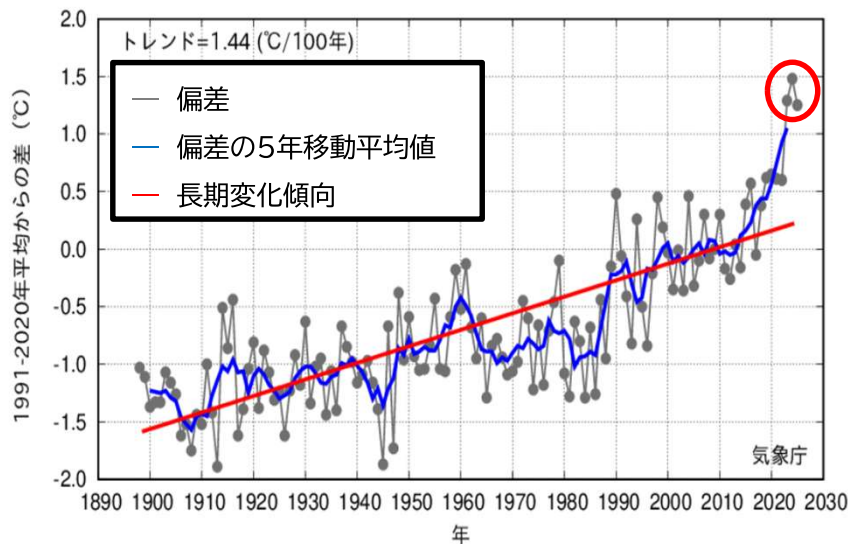
	死亡件数 (全体)								(参考) 熱中症警戒アラート発表数	
	5～9月 (A)+(B)	熱中症		熱中症以外			(参考) 熱中症警戒アラート発表数			
		5～9月 (A)	5～9月 (B)							
			高所等からの転倒	草刈機	自脱型コンバイン					
令和5年	236	132	37	35	199	97	9	1	7	1,232
令和6年	287	184	59	56	228	128	20	6	12	1,722
増加数	51	52	22	21	29	31	11	5	5	490

農作業死亡事故調査(農水省)

今後の気温上昇への適応の必要性

- 我が国の気温(年平均気温偏差)は年々高くなっており、特に近年は急激に上昇。今後も熱中症等の発生リスクは高い状況が続くことが想定される。
- このような中、夏季における農作業死亡事故の発生リスクを低減するためには、注意喚起の強化だけでなく、構造的な対策を講じていく必要があり、作業の省力化や軽労化に資する生産方式に転換していくことが不可欠。

日本の年平均気温偏差(1898~2025年)



※偏差：各年の平均気温の基準値からの差。基準値は1991~2020年の30年平均値。

日本の年平均気温偏差のうち統計開始以降の上位3カ年

順位	年	気温偏差(°C)
1	2024	+1.48
2	2023	+1.29
3	2025	+1.23

資料：気象庁

熱中症死亡事故の事例

手持式動力噴霧器で農薬散布中にほ場内で倒れた。

温室内で水分補給せずに作業していたところ、脱水症状で動けなくなり熱中症を発症。

朝から1人で草刈り作業をしていたが、帰りが遅かったため探しに行くところ倒れていた。

熱中症等のリスクを低減する生産方式例



ドローンによる農薬・肥料散布



遮光ネット、細霧冷房等による作業環境改善



リモコン草刈機等による軽労化

暑熱対策が講じられた農業支援サービスの活用による作業の外部化

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

- 農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式(ホワイト生産方式)への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する必要。
- このため、農林水産省では、これらを推進する施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」としてとりまとめ、関係機関を挙げて強力的に推進。

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

熱中症等の回避に向けた安全意識の向上

○研修の強化(熱中症等対策研修強化期間の前倒し)

より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒(4~6月)。

この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。



○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

特にリスクが高い7~9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。



熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換

○スマート農業技術の導入

自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。
(例)・水管理の遠隔操作や自動化
・生育予測システムによる業務量の平準化

【支援策】スマ転事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農業支援サービスの活用

作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。
(例)・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託

【支援策】サービス加速化事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農作物の高温対策

農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。
(例)遮光資材、細霧冷房、天窓、ヒートポンプの活用

【支援策】グリーンな栽培体系転換(R7補正 40億円の内数)
R8当初 5.7億円の内数



※3月中に発出予定の令和7年地球温暖化影響調査レポートにも上記を記載

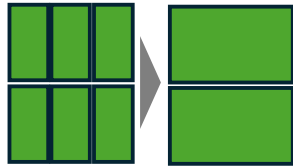
スマート農業技術・農業支援サービス・農作物の高温対策を組み込んだ ホワイト生産方式のイメージ

水田作の例

- 夏季における水田作の主要な作業は農薬散布、追肥、草刈、水管理等
- 農薬散布・追肥については農業支援サービス事業者の活用、草刈・水管理については、畦畔除去により草刈作業面積を縮減しつつ、スマート農業技術である自動水管理装置等の導入により、大幅な省力化・軽労化が可能



ドローンサービスによる農薬散布・追肥



畦畔除去による草刈の作業面積の縮減



自動水管理装置

果樹の例

- 夏季における果樹(りんご)の主要な作業は摘果、防除、除草作業
- 省力樹形(超高密植栽培)への転換による直線的な動線と作業の単純化に加え、摘果作業に高所作業台車・摘果剤、防除作業にトラクタ連結式防除機、除草作業に自動草刈機を導入することで大幅な省力化・軽労化が可能



省力樹形への転換



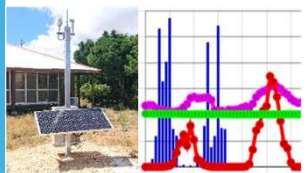
高所作業台車を利用した摘果作業



自動草刈機

畑作物の例

- 夏季におけるさとうきびの主要な作業はかん水作業
- かんがい未整備地区では、大型トラック等による散水が行われているが、微気象観測システムによる土壌水分やさとうきびの水ストレス状況を把握し、リモートによるかん水作業を行うことにより、省力化・かん水量の低減が可能



微気象観測システムによるデータ収集



遠隔操作によるかん水ポンプの起動

露地野菜(キャベツ)の例

- 夏季の作業は、除草や防除、収穫
- ドローンの導入による除草・防除等の省力化や、収穫機の導入による収穫作業時間の削減により、夏季の暑い時間の作業を削減



ドローンサービスによる防除



収穫機

施設園芸(トマト)の例

- 夏季における施設園芸の主要な作業は、吊り下ろし作業、農薬散布、葉かき、摘果、収穫作業等
- ヒートポンプ等を複合環境制御装置でコントロールしたり、ハウスの嵩上げや遮光剤の塗布によりハウス内の温度を低下



ドローンサービスによる遮光剤の塗布



高軒高ハウス

厚生労働省と連携した熱中症対策の推進

- 厚生労働省では、労働災害に占める熱中症の死亡者数の増加を受けて、今後の予防策を検討するため、「職場における熱中症防止対策に係る検討会」を設置。第4回検討会後に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定予定。
- 農林水産省においても、厚生労働省と連携し、本ガイドラインについて労働者を雇用する農業経営者のみならず全ての農業者を対象に周知を行う予定。

職場における熱中症防止対策に係る検討会 開催要領(抜粋)

1 趣旨・目的

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は31人と、3年連続で30人以上となっており、対策の強化は喫緊の課題である。こうした課題に対応するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処することで死亡者を減らすことを目的とし、令和7年6月に労働安全衛生規則改正を行い、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付けた。

また、労働政策審議会安全衛生分科会では、これに加え、平時からの健康管理も含めた予防策の重要性が指摘され、データに基づいた熱中症防止対策の検討が必要とされた。

このため、学識経験者及び現場に詳しい関係業界の代表者等により、職場における効果的な熱中症防止対策等について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 職場における効果的な熱中症防止対策について
- (2) その他

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置くこととし、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (3) 本検討会の構成員は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、別途、有識者から別紙に掲げる構成員以外から意見聴取を行うことができる。
- (5) 本検討会は、構成員以外の者に出席を求めることができる。

第1回(12月23日)

- ・これまでの熱中症防止対策の取組
- ・職場における熱中症の発生状況について

第2回(2月2日)

- ・企業の熱中症の取組のヒアリング
- ・職場における熱中症防止対策について

第3回(2月4日)

- ・職場における熱中症防止対策について

第4回(3月2日)

- ・「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書案について
- ・「職場における熱中症防止対策に関するガイドライン」(案)について

第4回検討会後

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定予定

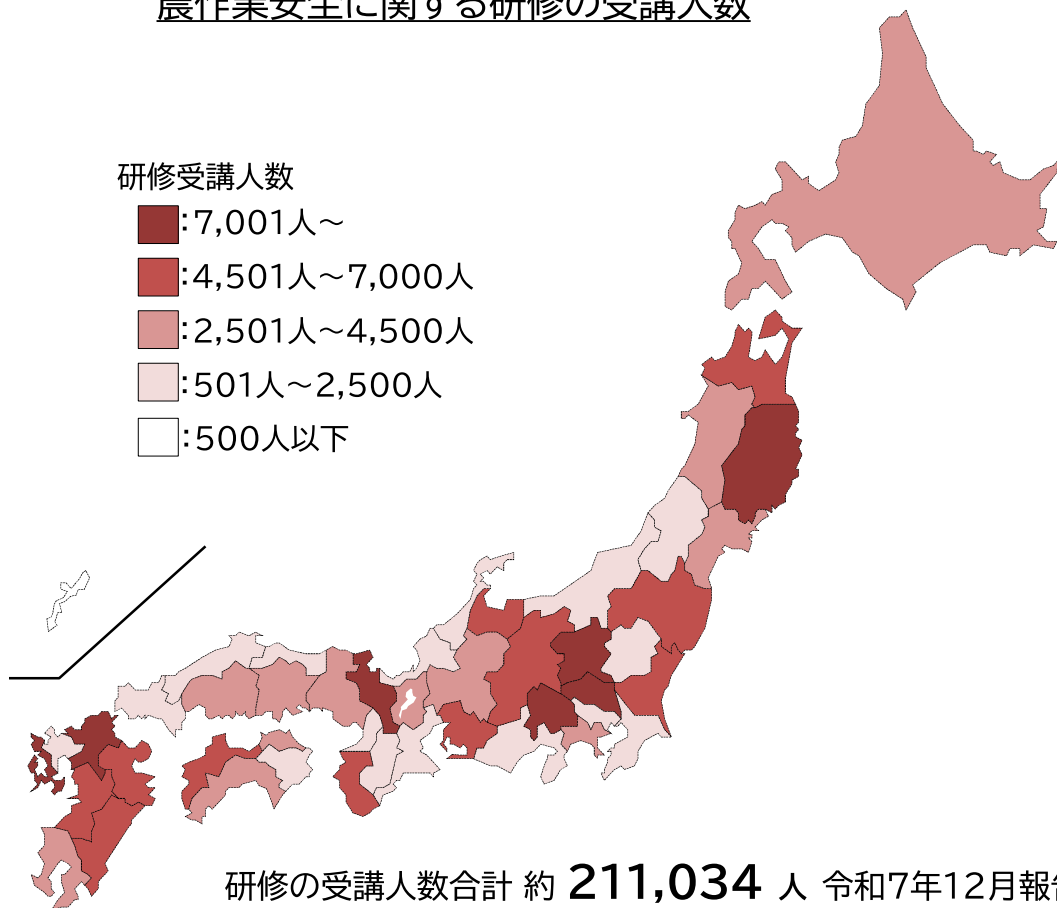
農林水産省において、上記ガイドラインを参考に農業者向けの資料を作成し、全ての農業者を対象に周知を行う予定。

令和7年度の取り組み状況

令和7年度における研修実施状況

- 令和7年度の農作業安全研修の受講人数は、約211,000人と前年度(約16万人)から5万人増加。
- 研修の実施回数も、農業機械安全に係る研修は3,186回、熱中症対策研修は5,134回と、前年度と比較して特に熱中症対策研修の実施回数が1.5倍に拡大。

農作業安全に関する研修の受講人数



研修実績 (実施回数、受講者人数)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
農業機械作業研修	3,186回	4,059回	1,732回
熱中症対策研修	5,134回	3,404回	779回
未熟練向け研修	555回	-	-
合計	6,427回 211,034人	4,437回 170,350人	1,769回 50,412人

※ 農業機械作業研修で熱中症対策の内容を含む場合や熱中症対策研修で農業機械作業の内容を含む場合はそれぞれの項目で回数カウントしているため、両項目の研修回数の和と合計は合致しない。

農作業安全に関する表彰制度

- 農作業安全に関する優良事例等の横展開を促すとともに、農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていくことを目的に、令和7年度に農作業安全表彰を創設。
- 表彰受賞事例以外の事例も含め優良な事例については、現場の取組の参考としてもらうため、地方自治体等を通じて展開。

(農産局長賞受賞者)

新潟県立村上桜ヶ丘高校

[新潟県]

- ・ 学生主体で取り組む「農作業事故ゼロプロジェクト」にて、シートベルトの着用や熱中症に関するアンケート調査を実施し、事故実態や課題を研究成果としてセミナー等で発信
- ・ 夏場の作業の危険性を直接訴えるため、地域のJAとともに、熱中症パトロールを実施。
- ・ 研究成果を踏まえ、トラクターのシートベルト着用促進、また熱中症対策に関するポスターを作成し、注意喚起を図る。



アンケート調査を実施する様子



シートベルトポスター

(最終選考候補者)

JA新はこだて・ホクレン函館支所

[北海道]

農作業安全研修を受けた青年部組織が自分事として捉え、農作業安全宣言の作成、対話型グループワークの実施。オホーツク網走青年部と連携し、農作業初心者向けの啓発動画を作成・共有・活用するなど、農作業事故ゼロに向けて取り組む体制の構築。



山梨県農作業安全推進会議

[山梨県]

果樹での昇降機による事故が続発したため、果実袋へ啓発文「要注意！！リフト移動、機械操作」などを印字し配布。その他、VR/対話型研修、公用車での巡回放送、ラジオ等を組み合わせて啓発。



片山安全コンサルタント合同会社

[富山県]

労働安全コンサルタントとして、依頼を受けて全国各地で農業機械の点検整備・安全知識を座学と実機で学ぶ研修を実施。オリジナルの安全研修テキストを作成し、自身のHPで掲載。



熱中症対策に関する優良事例

- 農作業安全表彰に応募のあった事例等では、農業現場における熱中症対策の取組を積極的に実施。
- 具体的には、熱中症アイテムの活用についての啓発活動、熱中症の危険性を啓発する見回り活動、熱中症研修の実施などに取り組む事例があり、表彰の創設を契機にこのような取組の横展開を図る。

熱中症に関するアンケート調査・パトロールの実施

[新潟県]

実施主体:新潟県立村上桜ヶ丘高校

- ・ アイススラリーの摂取による熱中症対策効果の実証や農業者へ休憩時間に関するアンケートを実施。
- ・ 上記の結果を踏まえ、夏場の作業の危険性を直接農業者に訴えるため、地域のJAとともに、熱中症対策に関する声かけ活動を行う。

熱中症パトロール結果

・ 実施日 2025年7月30日
 ・ 時間 9:30 ~ 10:30
 ・ 気温 31度
 ・ 調査員 村上桜ヶ丘高校 作物GAP班2名 JA職員1名
 ・ 持ち物 黒球型携帯熱中症計

性別	年齢	圃場	作業内容	作業時間	休憩	熱中症対策
男性	70代	水田	畦の草刈り	90分	なし	なし
男性	70代	水田	畦の草刈り	120分	15分毎	空調服と水分補給
男性	70代	畑	水やり	240分	適宜	水分補給
女性	70代	畑	水やりと草取り	120分	適宜	水分補給
男性	70代	水田	穂肥	120分	なし	なし

熱中症対策の作業着を用いたファッションショー

[青森県]

実施主体:カッチャレンジャー

- ・ 熱中症対策や作業時の疲労軽減できる農作業着のアレンジに取り組む中、「快適な農作業着のファッションショー」を開催。
- ・ 身の回りにある物を使った夏の暑さ対策などを啓発することで、参加者が実践しやすいものとなっている。



熱中症アイテムを活用した研修

[愛媛県]

実施主体:愛媛県庁

- ・ 熱中症予防指導士による熱中症対策アイテムを用いた熱中症対策研修を実施。
- ・ 農作業安全の指導に携わる普及員やJA関係者等に対し、研修を行うことで熱中症の知識を深め、県内の研修会の約50%で、熱中症対策アイテムが活用されている。



研修資料、啓発資材の展開

- 農作業における安全確保の一層の推進を図るため、新たに「農業機械作業研修資料」を作成。クイズ形式の問題を取り入れ、イラストで分かりやすく解説をすることで、受講者の理解・定着を促進。
- 「忘れていませんか？安全対策」をテーマに、農作業安全に関するポスターデザインを全国から募集。総勢50件の応募があり、農林水産大臣賞については、全国の自治体等に向けて約2万枚の配布を行い、農作業安全の啓発に活用。

農業機械作業研修の作成

トラシ形式の資料

その作業、危険です!

トラクター 農作業事故の事例と対策

事故事例

① 畑場進入路での転落事故

概要 トラクターで畑場に向かったところ、草が茂り、畑場進入路が狭く見えないうまま進入してしまい、法面から機械ごと転落し、顔部強打により死亡。

考えられる原因

- ① 畑場進入路に対して斜めに進入した
- ② 農道の確保整備ができていなかった
- ③ 安全フレームやシートベルト・ヘルメットを正しく装着・装着していなかった

② 整備中の巻き込まれ事故

概要 畑をロータリーで耕していたとき、詰まりがあり、作業補助員が除去していたところ、いきなり回転し始め、腕の袖が巻き込まれて死亡。

考えられる原因

- ① 点検時にエンジンを停止していなかった
- ② 服装をきちんと整えていなかったため、作業機に巻き込まれてしまった

対策

環境整備・安全装備はしっかりしていますか？

- 事前に危険箇所を確認し、障害物の除去等を行ってください。
- トラクターに乗る際はヘルメット・シートベルトを装着しましょう。
- トラクターは安全フレーム（もしくは安全キャブ）が装着されたものを使用しましょう。
- 安全フレームは折れたまま、しっかり立てた状態で走行しましょう。

点検・整備は必ずエンジンを止めて!

- トラクター・作業機の点検整備時は必ずエンジンを切り、駐車ブレーキをかけ、油圧ロックをした状態で早急で行いましょう。
- トラクターを起動・見直すときは人や障害物がいかか周囲の安全を確認しましょう。作業者が近くにいる時は、離れた位置から作業開始の合図を行ってください。

刈払機のクイズ

刈払機 農作業安全クイズ

問題

- 1 刈払機で耕すときは、操作桿を左右に振り、刃先の姿勢、左側の均等に気をつけていく。これは正しいですが、○×で自答してください。
- 2 次の作業方法の注意事項ですが、正しいものはどれですか。④が正解です。

1. エンジンが停止するまで、作業機を動かす。刈払機が停止するまで、刃先の姿勢を確認し、安全な作業を行う。
2. 刈払機を動かすときは、操作桿を左右に振り、刃先の姿勢、左側の均等に気をつけていく。
3. コンクリートやアスファルトを削るときは、刃先を斜めに傾けておく。
4. 刈払機が停止するまで、作業機を動かす。

3 次の画像は、二人が傾斜地で前方方向に並んで刈払機作業をしている様子です。安全対策として十分注意（後方）を心がけ、障害物に気をつけてください。また、どのように対策をすべきかを考えてみましょう。

【解答例】

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

ポスターデザインコンテスト

農林水産大臣賞

忘れていませんか？安全対策

農業機械事故の多くは「機械の故障・異常」「整備し直し後のチェック」を!!

- ヘルメットの装着
- 安全フレームを立てる
- シートベルトの装着
- カーブ区間の徐行
- 危険個所の確認・改善（路肩の補強・草刈り）
- 障害物の確認

以下、参考資料

52 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算概算決定額 2,530百万円（前年度 30百万円）

〔令和7年度補正予算額（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策） 15,658百万円〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

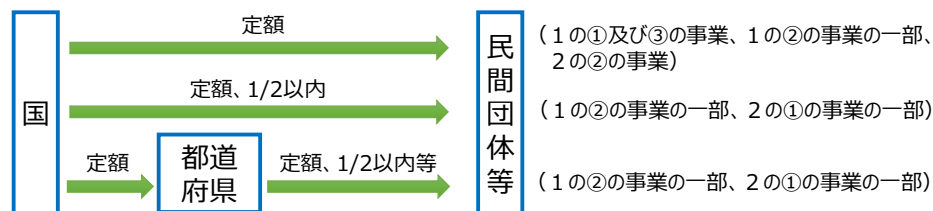
1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- ①スマート農業技術と産地の橋渡し支援
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】
- ②農業支援サービスの育成加速化支援
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
【補助上限額：（農業機械）1,500万円、3,000万円、5,000万円】
- ③農業支援サービスの土台づくり支援
サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ①スマート技術体系転換加速化支援
スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。
- ②全国推進事業
スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

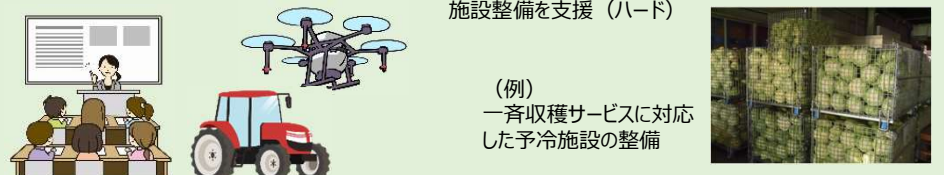
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良
- 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）
 - ・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）
 - ・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）
- 農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等



2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- スマート技術体系転換加速化支援
 - (例) 自動操舵システム＋直播栽培による作期分散 [水稲]
 - (例) 自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化 [果樹・茶]
 - (例) AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別 [畑作物]
 - (例) 高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫 [露地野菜]
- 全国推進事業 先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】農産局技術普及課（03-6744-2107） 15

<対策のポイント>

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
〔令和12年〕
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

<事業の内容>

1. **グリーンな栽培体系加速化事業**

環境にやさしい栽培技術※1や気候変動適応技術※2とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予察・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. **グリーンな飼養体系加速化事業**

環境にやさしい飼養技術※3を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

- ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

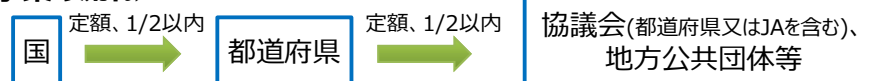
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

以下の1又は2を検証

1 **グリーンな栽培体系の検証**

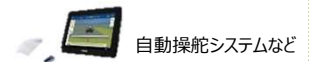
環境にやさしい栽培技術(例)



省力化に資する技術(例)



選 検証に必要な
 択 スマート農業機械等の導入



気候変動適応技術(例)



2 **グリーンな飼養体系の検証**



検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

〔お問い合わせ先〕 (1の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107)
 (2の事業) 畜産局総務課畜産総合推進室 (03-6744-0568)

8-6 持続的生産強化対策事業のうち 農作業安全総合対策推進

令和8年度予算概算決定額 36百万円（前年度 31百万円）

<対策のポイント>

就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続していることから、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農業現場の安全診断を実施し、安全上の課題を改善するモデル事例を作成するとともに、地域における農作業安全に係る啓発資料の作成や地域の推進活動を支援します。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

1. 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る農業者向けの新たな啓発資料の作成や指導人材を育成するとともに、啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測することで、より効果的な啓発手法の構築を図ります。

2. 安全診断の支援

効果的な農作業事故対策の普及を図るため、「専門家が現地で安全診断を実施し、農作業安全上の課題を明確化した上でこれを改善するモデル事例」を創出します。

3. 地域活動の支援

都道府県段階の推進協議会等における高度な推進活動を支援し、取組の横展開を図ります。

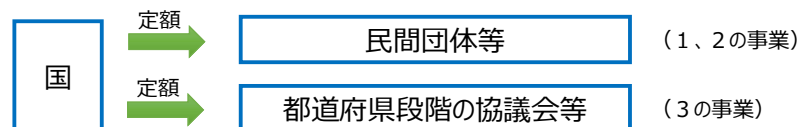
（関連事業）

雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業

【令和7年度補正予算額】1,275百万円の内数

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の任意加入を促進するための取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 啓発手法の改良

農業者向けの新たな啓発資料作成等



研修の実施

啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測



分析

より効果的な啓発手法の構築



2. 安全診断への支援



専門家による安全診断で課題の明確化



診断結果をもとにした課題を改善するモデル事例の創出



効果的な農作業事故対策の普及

3. 地域活動の支援



協議会等における検討会の実施



動画を活用した安全教育



農業者に向けた農作業安全研修

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-6744-2107) 17

環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)について

- 農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「みどりチェック」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金などの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」ことを求めており、解説書では取組み例として、「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努めることとされているため、研修への参加を呼び掛ける際に合わせて情報提供することで、参加者の拡大につなげる。

みどりチェックのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



最低限行うべき取組(例)

- ☑ 肥料・農業の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみ施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

チェック

環境関係法令の遵守等

- ① みどりの食料システム戦略の理解
- ② 関係法令の遵守
- ③ 正しい知識に基づく作業安全に努める

チェックシートのひな形(抜粋)

- ③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
 - ・ 農業機械等の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
 - ・ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械等の適切な管理に努める。
 - ・ 「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。
 - ・ 正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

チェックシートの解説書(抜粋)

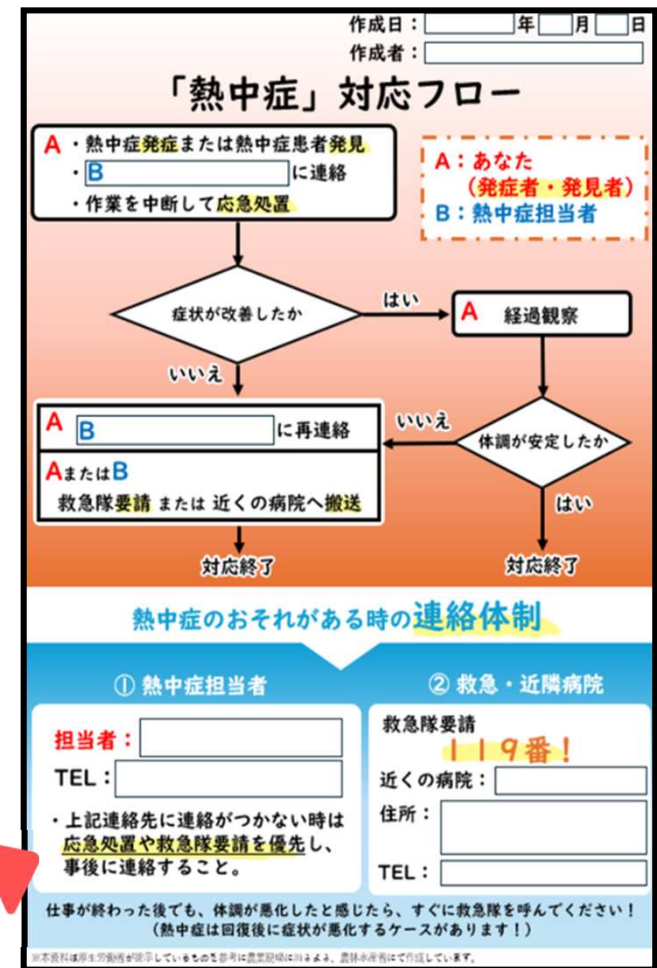
労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則(省令)を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付け。
- 事業者には労働者を雇用する農業者(法人、家族経営問わず)も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



その他の取組(都道府県・地域単位の推進体制の強化)

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」「同様の体制を構築済み」の都道府県が、前回調査では12道県であったのが、10道府県に減少。

<取組方針>

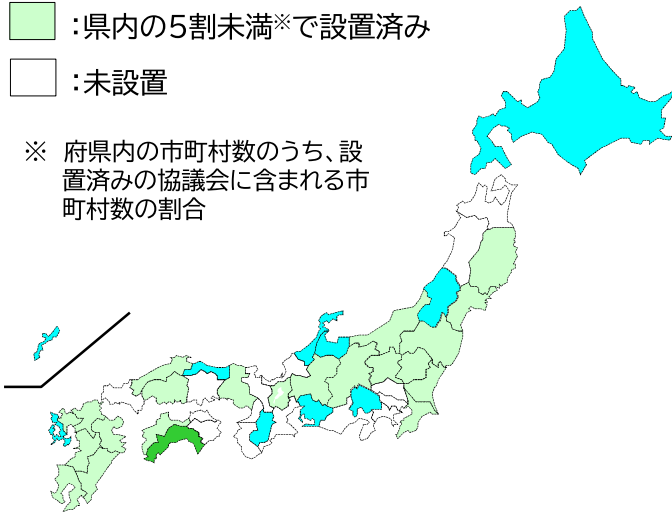
- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階(市町村)の設置状況
(令和7年12月時点)

全体の約35%の市町村で設置済み

- :道県内全域で設置済み、または同様の体制を構築済み
- :県内の5割以上※で設置済み
- :県内の5割未満※で設置済み
- :未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

- (1)設置の範囲
 - ・市町村単位
 - ・県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
- (2)設置母体
 - ・他の目的で設置された既存の協議会を活用
 - 例)担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
 - ・農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	6年		
北海道	17	大阪	4
青森	6	兵庫	-
岩手	8	奈良	-
宮城	-	和歌山	-
秋田	6	鳥取	4
山形	-	島根	5
福島	5	岡山	11
茨城	16	広島	6
栃木	7	山口	7
群馬	-	徳島	-
埼玉	-	香川	5
千葉	11	愛媛	7
東京	-	高知	4
神奈川	-	福岡	4
山梨	9	佐賀	-
長野	12	長崎	7
静岡	7	熊本	13
新潟	12	大分	-
富山	8	宮崎	13
石川	-	鹿児島	9
福井	5	沖縄	-
岐阜	11	全国計	287
愛知	8		
三重	5		
滋賀	5		
京都	-		

注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
 2 事故者数が0-3人の都道府県は「-」で示している。
 3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

その他の取組(農作業事故情報の収集・分析)

令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月報告するとともに、調査結果を農林水産省ウェブページ等で毎月公表。

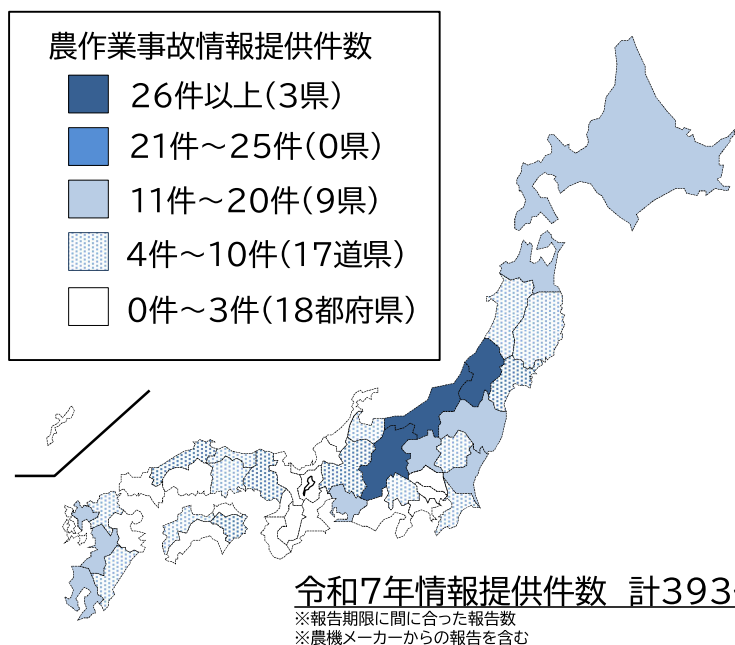
<取組実績>

- 令和7年における都道府県等からの農作業事故情報の提供件数は393件と昨年(354件)と比較して増加しているが、半数以上の都道府県では報告が10件に満たない状況。
- 報告結果の速報とその結果を踏まえた事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への声かけを農林水産省ウェブページやSNS等で毎月公表。

<取組方針>

- 都道府県等からの報告数増加に向け、農林水産省からの情報提供も積極的に実施していく。
- 情報収集・分析のため、より一層令和8年も事故情報の収集を進めるとともに、地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

令和7年農作業事故の都道府県別提供状況(速報値)



情報数が多い都道府県の報告体制

- ① 県の出先機関が現場の情報を収集することに加え、県中央会とも連携・情報共有を行うことで状況把握に努めるとともに、新聞等からもデータを収集・確認し、報告を作成している。
- ② 事故が起きた際に、市町村がJA等に確認するなどして報告を作成することに加え、一部市町村では医療機関からも報告をもらえる体制を作っている。

農林水産省ウェブページ等での毎月の公表例

令和7年9月に発生した農作業死傷事故
11月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル：
農閑期は4S(整理、整頓、清掃、清潔)を意識しよう！
9月に発生した農作業死傷事故
11月のワンポイント

令和7年度重点推進テーマ
11月より正しい姿勢指導
～農業機械作業時、背中や腰関節の負担を減らし、農機メーカーからの報告を促す～

<9月に発生した農作業死傷事故:54件>
55農業機械作業に係るもの:34件

- 9月は16件の死亡事故を含む54件の死傷事故が報告されました。
- 9月の事故のうち、コンバインによる事故は17件(うち死亡事故7件)発生しました。報告のあった死亡事故では、転倒・転落によるものが9件、踏み込みを除去しようとして巻き込まれたものが1件、機械部分の稼働部に気づかず手が入ってしまったものが1件ありました。また、農作業中にクマ類から被害を受ける事例も9件ありました。
- コンバインは死角が多い機械だということを一層認識し、ほ場の端等の位置を確認しつつ作業を行うとともに、補助者とのコミュニケーションをしっかりと取りましょう。また、車輪式のトラクター等も、クローカー式のコンバインは、少しの角度で倒れ込むことがあります。小さな段差を乗り越える場合でも、段差に対し直角に低速で超えるようにしましょう。
- 詰まりの除去する際には必ずエンジンを停止してから作業しましょう。

<11月のワンポイント>

- 11月は作業ピークを越えた農業者の方も多くなる時期ですが、この時期に改めて作業環境の見直しをみませんか。
- 安全衛生の考え方の中には、安全で、健康な職場づくりを行う4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)というものがあります。
- ①整理:必要な物品と不要な物品を区別し、不要・不急なものを倉庫から取り出す
- ②整頓:必要なものを決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにする
- ③清掃:ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や腐敗など腐りやすい状態にしないこと、仕事をやりやすく、機械の異常や故障の兆候不良など問題点が分かるようにする
- ④清潔:機械や機械、用具などのゴミや汚れ、かぶついている土ほこりなどをきれいに取り、作業者自身も身体、服装、身の周りの汚れがない状態にする
- 4S活動を行うことは、過剰で物にすぎず、誰でもできるという事故の防止に繋がりますし、整理整頓することで作業しやすい環境となることで、従って行動による事故も減らすことができます。この機会に作業環境を整え、働きやすい職場づくりに取り組ましましょう。

4S活動の例

令和7年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容

- 暑さが本格化する7月・8月に農林水産省公式Xや政府広報ラジオ等で熱中症対策に関する注意喚起を実施。
- 農業者等への熱中症対策の普及啓発のため、大塚製薬(株)と連携し、リーフレットを作成するとともに、ホームセンターの店舗においてデジタルサイネージを投影。

公式X等やラジオによる啓発

- 農林水産省が運用している公式X等を活用し、熱中症対策アイテム、予防方法に関する情報発信・注意喚起を実施。
- 政府広報ラジオ番組「日曜学びより」にて、農作業中の熱中症対策について発信



大塚製薬(株)との連携

- 大塚製薬(株)と連携し、夏場(7月中)に熱中症対策情報と対策アイテム情報をまとめたリーフレットを作成、全国のコメリ店舗のデジタルサイネージで投影。



リーフレット

デジタルサイネージ

啓発資材を用いた周知活動

- 農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー(令和7年度28万枚配布)等を用いた注意喚起を実施。

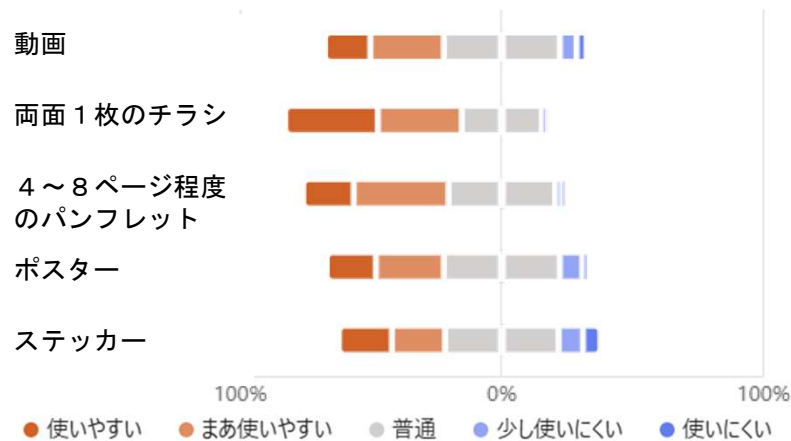


農作業安全に関する指導者向けのアンケート結果について

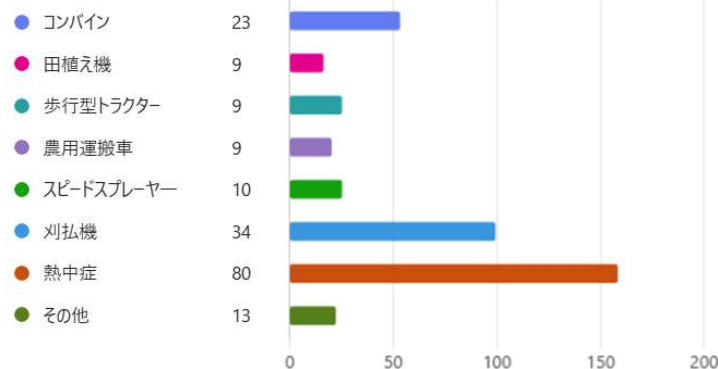
- 農林水産省にて作成している農作業安全研修資料の内容について、農作業安全に関する指導者にアンケートを実施。
- 熱中症、刈払機のコンテンツや、事故事例・優良改善事例を求める声が多くあった。
- 熱中症に関する啓発資料については、より現場で活用しやすい対策の提案をしてほしい等の意見が寄せられた。

農作業安全に関する指導者に実施したアンケート結果

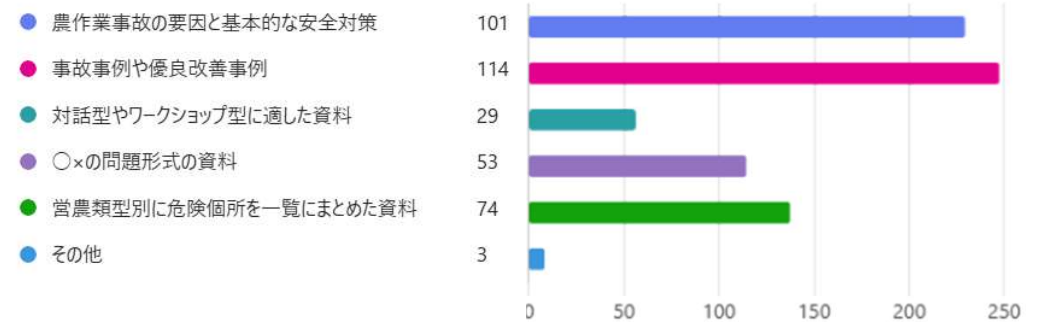
Q1.研修等での説明に当たって、農水省等が公開している資料について、使いやすさを教えてください。



Q2.今後作成してほしい研修資料の内容を教えてください。



Q3.今後作成して欲しい研修資料の種類を教えてください。



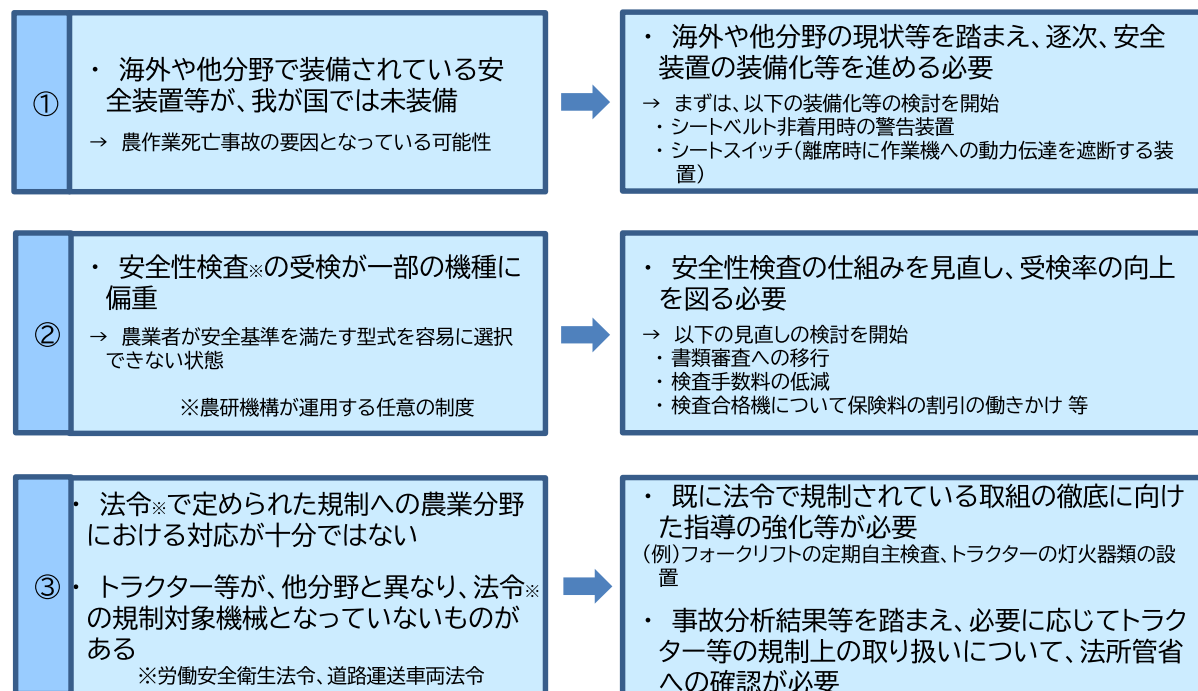
熱中症に関する啓発資料への現場等からの要望

- ✓ 猛暑日のハウス内作業や刈り払い作業等、過酷な現場の状況を踏まえ、有効な熱中症対策アイテムを紹介してほしい。
(着用するものや環境設備の紹介も含め)
- ✓ 従業員の方に注意喚起を行うのに熱中症ステッカーが有効と思う。周知してほしい。
- ✓ 熱中症対策アイテムを支援する事業があれば、紹介してほしい。
- ✓ 熱中症の予防も大切だが、重症化しないために早期発見とための対策をするよう啓発する必要がある。しかし、やむ負えず単独作業をしなければいけない農業者が殆ど思うので、ウェアラブル端末の活用など、農業者が活用しやすく有効な対策を啓発してほしい。

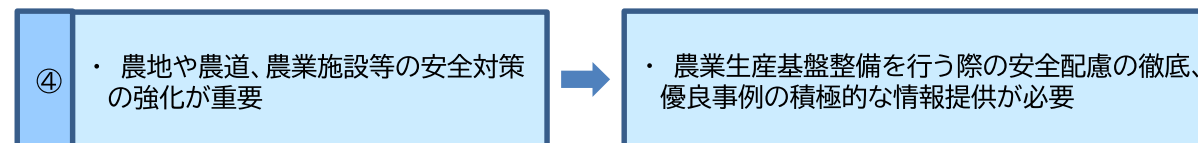
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

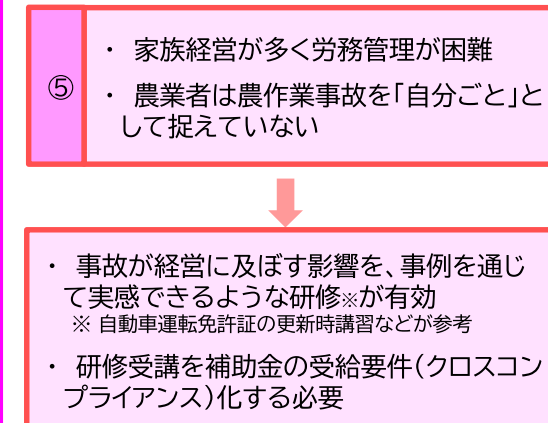


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

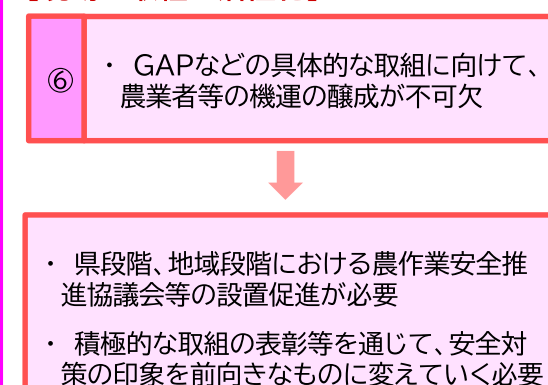


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



新しい安全性検査制度の進捗状況

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という)が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という)の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

<対象機種>

農用トラクター(乗用型/歩行型)、田植機(乗用型)、コンバイン(自脱型)、乾燥機(穀物用循環型)

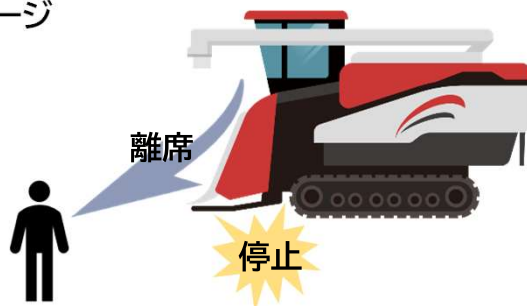
<新たな安全性検査基準の主な強化点>

- 農用トラクター(乗用型)
 - ・ シートベルトリマインダー
(シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報)
 - ・ PTOインターロック
(車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を遮断)
- コンバイン(自脱型)、田植機(乗用型)
 - ・ 作用部インターロック ※2027年度から正式に基準化

自脱型コンバインの安全装置イメージ

作用部インターロック

停車中に刈取部等の作用部を駆動した状態で運転者が離席した場合、7秒以内に刈取部等の作用部への動力を遮断



<受検状況>

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。

※農用トラクター(乗用型):43型式、
農用トラクター(歩行型):3型式
コンバイン(自脱型):4型式
乾燥機(穀物循環型):7型式 (令和8年1月末日時点)

農用トラクタ(乗用型)、コンバイン(自脱型)合格機の例



新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、農用トラクター(乗用型)等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 農用トラクター(歩行型)、コンバイン(自脱型)、田植機(乗用型)は、令和9年度に新たな検査基準を正式適用。
※これらの検査基準は、令和8年度までは任意適用。
- スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
農用トラクター(乗用型)		新基準 (シートベルトリマインダ、PTOインターロック等の追加)			
農用トラクター(歩行型)		新基準		(自動速度けん制装置等の追加)	
コンバイン(自脱型)		新基準		(作用部インターロック等の追加)	
田植機(乗用型)		新基準		(作用部インターロック等の追加)	
乾燥機(穀物用循環型)		新基準 (昇降用はしごの構造要件等の追加)			
スピードスプレーヤー	旧基準 合格証の貼付は令和9年度まで				新基準 ※令和10年度の運用開始
上記以外の機種		<p>農用運搬車と農用高所作業機は、安全性検査の対象機種への追加に向けて、農業機械の安全性能アセスメント事業の結果を踏まえ、基準策定に向けた検討準備を進めていく。</p> <p>一般性能試験(旧基準等に基づき安全装備の状況を確認) 確認済みの機種はJA共済連のHPで公表。 ただし、JA自動車共済の農業用安全自動車割引が適用される型式に限る。</p>			

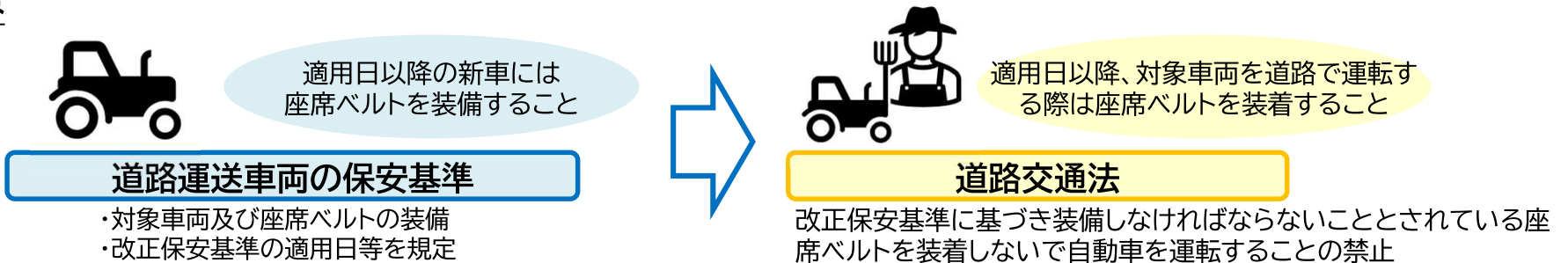
※1 令和7年度から新基準を適用となった5機種について、令和9年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。

※2 安全性検査合格証の機体への貼付は、受験後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

道路運送車両法令・道路交通法令関係

- 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和6年8月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会(本年3月開催)において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、本年6月に改正保安基準が公布された。基準適用日(令和9年1月1日)以降に生産された新車※(以下「対象車両」という。)が対象となることから、現在、農林水産省においても、基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ。

制度のしくみ




対象車両であることが判断できるよう、目印を措置


外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン(横型/縦型)
面積目安: 3,000mm²以上



座席ベルト着用義務車



座席ベルト着用義務車

対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ(項目追加型/別貼付型)

農業機械の種類	農業機械の種類
型 式 名	型 式 名
区 分	区 分
発 売 元	発 売 元
製 造 会 社	製 造 会 社
製 造 番 号	製 造 番 号
座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車	座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車

○○○○年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

➡ 日農工規格にて規定(令和7年8月公表)

➡ 農機公取協より通知発出(令和8年6月頃予定)

労働安全衛生法令の改正

- 近年の労働災害発生状況等の背景を踏まえ、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、**個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置を行う改正労働安全衛生法(以下「改正安衛法」という。)**が令和7年5月に成立。
- 改正安衛法に基づき、令和9年4月より労働者と同一の場所において作業する個人事業者等に対しても、危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等が義務付けられる。

改正安衛法における個人事業者等自身の義務(R9.4.1施行)

個人事業者等(注)自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、

- ① **構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止**
- ② 特定の機械などに対する**定期自主検査**の実施
- ③ 危険・有害な業務に就く際の**安全衛生教育の受講**等を義務づけ

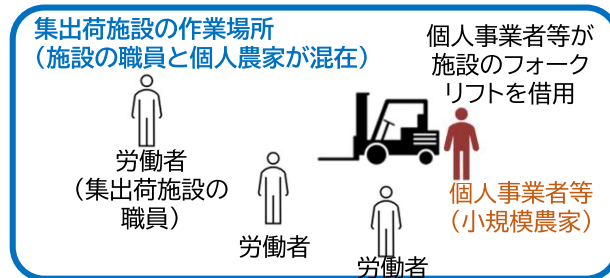
(注)個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象。

例えば、個人経営体農家がパート従業員を臨時雇いした場合でも、安衛法上は「事業者」となる。

農業分野において想定されるケース

(ケース1)

集出荷施設において、個人事業者等(小規模農家等)が施設の労働者が働いている場所で最大荷重1トン未満のフォークリフトを使用して農作物を納品する場合

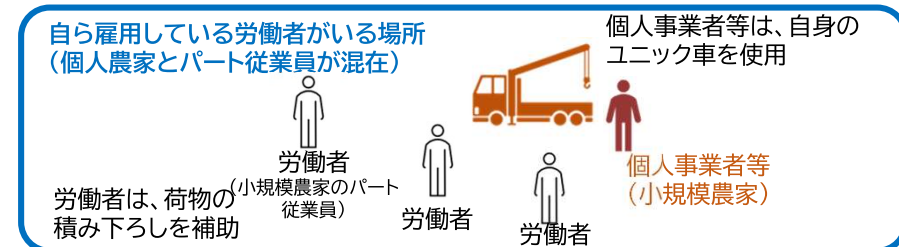


改正安衛法でのルール

- 個人事業者等は、特別教育を受講する必要。
- 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なフォークリフトを使用する必要。

(ケース2)

個人事業者等(小規模農家等)が、自ら雇用している労働者がいる場所での荷物^(※)の積み下ろしにつり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン(ユニック車等)を使用している場合
(※)肥料等農業資材や収穫物等



改正安衛法でのルール

- 個人事業者等は、クレーンの使用と付随業務となる玉掛の業務についても特別教育を受講する必要。
- 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なクレーンを使用する必要。

※ フォークリフト、クレーン、玉掛の業務について、使用する機械の最大荷重によって規定されている構造要件や検査、受講すべき安全衛生教育(技能講習・特別教育等)が異なり、取り扱う機械によっては、改正前の安衛法においても個人事業主を含む全ての従事者が免許取得・技能講習受講が必要があるものもある。

※ ここで示した「個人事業者等自身の義務」は、改正の一例であり、その他の改正の概要は次項を参照。今後、厚生労働省において施行に向け、関係省令等の労働政策審議会安全衛生分科会での審議、施行通達等の準備を行う予定。